

北海道運輸局オープンカウンター方式実施要領（試行）

総務部会計課
平成31年1月

（目的）

第1条 この要領は、北海道運輸局が実施するオープンカウンター方式により見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式（以下、「本方式」という。）とは、会計法第29条の3第5項に基づいて実施する随意契約（少額随意契約）において、見積書を徴する相手方を選定することなく、見積合わせへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予算決算及び会計令第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

（参加資格）

第4条 本要領の見積合わせに参加できる者は、次の各号に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（見積の方法及び提出）

第5条 見積の方法及び提出にあたっての諸条件は次のとおりとする。

1. 本方式による見積合わせを行うときは、件名、履行場所及び履行期限、見積書提出期限等を北海道運輸局の公示板への掲示及びホームページへの掲載により公表する。
* 掲示場所：札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎7階
2. 仕様書等はホームページ及び総務部会計課において交付する。
3. 見積書の様式は任意とする。
ただし、別途様式の指示がある場合にはこの限りではない。
4. 見積書には件名及び見積書作成日を必ず記載すること。
また、見積金額は案件に関する一切の費用を含めた総価格（消費税及び地方消費税を含む）を記載するとともに、その内訳を見積書本紙に記載するか別紙にて提出すること。
5. 見積書は、提出期限までに総務部会計課へ持参又は郵送により提出すること。
6. 一度提出した見積書の差替、変更及び取消は認めない。

7. 見積書の提出に際して、仕様書等で指定された規格と異なる物品で納入等を行うおうとする場合は同等以上の物品とし、当該物品の規格等が確認できる資料（カタログの写し等）を提示して事前に担当官の了承を得ること。

（見積書の無効）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- ① 参加する資格を有しない者が提出した見積書。
- ② 件名、見積書作成日、金額、住所、氏名等の記載を必要とする事項の未記載、代表者印等の押印を欠く見積書。
- ③ 金額を訂正した見積書。
- ④ 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書。
- ⑤ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる者の見積書。
- ⑥ 提出期限までに到達しなかった見積書。
- ⑦ 前各号に掲げるほか、見積書の提出にあたっての諸条件に違反した見積書。

（契約の相手方の決定）

第 7 条 契約の相手方の決定に関する取扱いは次のとおりとする。

1. 見積合わせは提出期限の翌開庁日以降に行うこととし、見積書を提出した者の立会を求めない。
2. 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で見積りを行った者を契約の相手方として決定する。
3. 決定となるべき価格をもって見積りを行った者が 2 者以上ある場合は、当該者によるくじ引きで契約の相手方を決定することとするが、来庁が困難である等の場合には、契約事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととする。
4. 提出期限までに見積書を提出した者がいない又は予定価格の制限の範囲内の価格を見積もった者がいない等の理由により契約の相手方を決定できない場合は、本方式による見積合わせは不成立として、別途選定した者に見積りを依頼して見積合わせを行うことがある。

（その他）

第 8 条 本方式による見積合わせの実施に際し、その他留意する事項は次のとおりとする。

1. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行わないこと。
2. 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積合わせへの参加を希望する者が負担するものとする。
3. 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
4. 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
5. 都合により本方式による見積合わせを取り止めることがある。
6. 契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。